

教 育 厚 生 委 員 会 報 告

教育厚生委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、
会議規則第91条の規定により報告します。

<p>第119号議案</p>	<p>平成30年度長崎市一般会計補正予算(第5号) 第1条 第2項中 歳出 第2款 総務費 第1項中 第11目 第24目 第3款 民生費 第4款 衛生費 第1項 第10款 教育費 第2項～第3項 第6項中 第2目 第10目 第2条 継続費の補正 第10款 教育費 第6項中 第10目 第3条 繰越明許費の補正 第3款 民生費 第10款 教育費 第2項～第3項</p>	<p>原案可決</p>
----------------	---	-------------

第 119 号議案「平成 30 年度長崎市一般会計補正予算第5号」については、
まず、総務費において、被爆樹木の保存整備事業費補助金に要する経費の財源に
充てるため「クスノキ基金」を設置し、同基金を財源として所有者負担分の解消
を図るための被爆建造物等保存整備事業費補助金が計上されました。

委員会では、財源確保のための今後の市の取り組み、市が保存対象とするAラン
ク及びBランクに分類される樹木以外の樹木に同基金を活用する考えの有無に
ついてただすなど、内容を検討しました。

次に、民生費において、入院に係る医療費の増加などから当初の予定を上回る医療費について増額するための長崎被爆体験者支援費が計上されました。

委員会では、県外へ転居した場合に被爆体験者精神医療受給者証が使用できなくなることについての国との協議状況、医療費の今後の見込みについてたすなど、内容を検討しました。

次に、教育費において、市立小中学校の普通教室及び理科室等の特別教室に空調設備を整備するための小学校整備事業費及び中学校整備事業費が計上されました。

委員会では、設置工事の発注方法、学校給食センターを設置する構想がある中で動力源について電気方式またはガス方式の選択方法の考え方及び他都市における各方式の導入の割合、将来的に照明器具がLED化していくことが想定されることを踏まえ電気方式とガス方式のランニングコストの比較検討の有無、来年の夏場までに設置が間に合わない学校についての教室内での対応方針、空調設備の使用に係るガイドラインの作成の必要性についてたすなど、内容を検討しました。

以上、審査の結果、一部委員から、原爆資料館等の指定管理者の公募において、応募した事業者から指定管理者候補者を選定する審査会を設置するための指定管理者候補者選定審査会費については、第139号議案「長崎原爆資料館条例の一部を改正する条例」と同趣旨の理由から認められないことを主な論拠とする反対意見が出されました。

一方、平和行政の推進のためには原爆資料館の運営は不可欠であり、指定管理者の公募並びに候補者選定審査会の開催に当たっては、当委員会で審議した内容や各委員からの意見要望について、候補者並びに審査会の委員に伝えてほしい。原爆資料館の図書室の運用のあり方については、的確にしっかりと取り組んでほしい。小規模多機能型居宅介護事業所の整備に対して助成を行う高齢者福祉施設整備事業費補助金において、高島については伊王島と、池島については黒崎及び

神浦と同じ日常生活圏域ごとに事業所の整備を進めているが、離島である高島と池島についてはそれぞれ当該圏域から切り離して今後の整備を行ってほしい。市立小中学校の空調設備の整備に当たっては、平成31年度中に必ず完成させるという強い意志を持って事業に当たってほしい。また、機器の納期や職人の確保が現状から大きく変わることがないように早めに取り組み、一日でも早く設置してほしい。各校の空調方式については見直しを行い、ガス方式の割合をふやすことを検討してほしいとの要望を付した賛成意見が出されました。

その後の採決の結果、賛成多数で原案を可決するものと決定しました。

第151号議案	平成30年度長崎市一般会計補正予算(第6号) 第1条 第2項中 歳出 第4款 衛生費	原案可決
---------	---	------

第151号議案「平成30年度長崎市一般会計補正予算第6号」については、内容検討の結果、異議なく原案を可決するものと決定しました。

第131号議案	長崎市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例	原案可決
---------	-------------------------------------	------

第131号議案「長崎市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例」については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定めようとするものです。

委員会では、保育士が不足しているため、職員の配置に係る基準において、満3歳以上の1学級の子どもの数を、国が定める基準に見直す考えの有無。幼児教育及び保育の質を高めるため、国が定める要領や指針を踏まえ、本市独自のガイドラインを作成する考えの有無についてただすなど、内容検討の結果、異議なく原

案を可決するものと決定しました。

第132号議案	長崎市学校給食の提供に関する条例	原案可決
---------	------------------	------

第132号議案「長崎市学校給食の提供に関する条例」については、学校給食の安定した提供を行うため、市立学校における学校給食法に基づく学校給食その他の給食の実施及び学校給食費の徴収に関し必要な事項を定めようとするものです。

委員会では、現行の私会計から公会計に移行しようとするものであることから、これまでに私会計で発生した余剰金や未収金の取り扱い。未納者対策としてクレジットカード決済などの新たな納付方法を導入する考えの有無。教職員の負担軽減のため、教育委員会から直接対象者に対して督促状を配付する考え。公会計化に伴う納付回数の変更等についての保護者への周知方法についてたすなど、内容検討の結果、異議なく原案を可決するものと決定しました。

第139号議案	長崎原爆資料館条例の一部を改正する条例	原案可決
---------	---------------------	------

第139号議案「長崎原爆資料館条例の一部を改正する条例」については、今回の改正は、長崎原爆資料館の管理について、利用料金制による指定管理者制度を導入したいのと、その他所要の整備をしようとするものです。

委員会では、現在、直営で委託している業務について、指定管理者制度を導入する必要性についてただしました。これに対して理事者から、原爆資料館は平和の拠点である重要な施設であるため、これまで直営で行ってきたが、被爆75周年に向けての体制づくりを検討する中、平和の発信や被爆の継承などの根幹に特

化した業務は直営で行い、施設の維持及び受付等の管理運営については民間活力を導入し、ノウハウを活用しながらサービスの向上に努めていきたい。また、長崎平和推進協会との連携を強化し、両輪となって平和の推進、被爆の継承及び次世代育成等の取り組みを充実させるためにも指定管理者制度を導入したいとの答弁がありました。そのほか、利用料金制を導入することの妥当性。平和会館及び歴史民俗資料館と一体的に、多種多様な業務について指定管理者制度を導入するに当たっての公募の考え方。保守点検等の業務委託の結果をデータベース化し、原爆資料館の中長期的な保全に活用する考え。広島市が導入している指定管理者制度の状況についてただすなど、内容を検討しました。

その結果、管理運営に関する重要な事項は、長崎原爆資料館運営審議会において調査審議することとなっているにもかかわらず、同審議会で審議することなく本議案を提案したことは手続上問題があると言わざるを得ないこと。また、本質的な業務は直営で行い、現在委託している業務について指定管理者制度を導入することは、制度の趣旨になじまず、業務委託の内容等を精査して効率化を図るべきであり、指定管理者制度によって効率化を図ることには大きな問題があると言わざるを得ないため認められないこと。世界に2つしかない原爆資料館の図書室の司書はプロフェッショナルであるべきであり、指定管理者制度にはなじみにくいと思われるため認められないことなどの反対意見が出されました。

一方、指定管理者制度の導入に当たっては、原爆資料館が平和の発信の拠点である重要な施設であることを募集要項等で十分に説明し公募を行ってほしい。被爆75周年、80周年に向けての組織体制の強化については責任を持って行ってほしい。原爆資料館は未来永劫、平和を発信していく重要な施設であるため、長崎市、長崎平和推進協会及び指定管理者と業務をただ切り分けるのではなく、今後、指定管理のあり方について検討してほしい。市の重要な施設の取り扱いについては、今後、所管事項調査において事前に報告してほしいとの要望を付した賛成意見が出されました。

その後の採決の結果、賛成多数で原案を可決するものと決定しました。

第121号議案	平成30年度長崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
第123号議案	平成30年度長崎市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
第124号議案	平成30年度長崎市診療所事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第125号議案	平成30年度長崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第135号議案	長崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第153号議案	平成30年度長崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決
第155号議案	平成30年度長崎市診療所事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
第159号議案	長崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決

第121号議案「平成30年度長崎市国民健康保険事業特別会計補正予算第2号」、
第123号議案「平成30年度長崎市介護保険事業特別会計補正予算第2号」、
第124号議案「平成30年度長崎市診療所事業特別会計補正予算第1号」、
第125号議案「平成30年度長崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算第1号」、
第135号議案「長崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」、
第153号議案「平成30年度長崎市国民健康保険事業特別会計補正予算第3号」、
第155号議案「平成30年度長崎市診療所事業特別会計補正予算第2号」、

第 159 号議案「長崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」、
の 8 件につきましては、種々内容を検討した結果、いずれも異議なく原案を可決するものと決定しました。